

# 令和元年度第1回野洲市まちづくり基本条例推進委員会 会議要録

令和元年11月5日（火）

午後1時30分～午後2時52分

市役所本庁2階庁議室

参加者 岩田 千鶴子、石原 繁樹、飯田 百合子、浅田 邦保、黒木 稔、  
中島 美弘、松沢 松治、多田 美佳（敬称略）  
行政 市長 山仲 善彰（あいさつ～諮問まで）、市民部部長 田中 千晴  
事務局 協働推進課 長尾 健治、川本 彩子

## 1 開会

**事務局：**委員の皆様方にはご多忙中のところ、ご出席いただきありがとうございます。只今から第1回野洲市まちづくり基本条例推進委員会を開催させていただきます。

会議の運営について、委員長が選出されますまで、事務局にて進行させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

申し遅れましたが、私は協働推進課の長尾と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは次第に従いまして、野洲市長の山仲善彰がご挨拶申し上げます。

### 1（1）市長あいさつ

皆さん、こんにちは。野洲市長の山仲です。この度は野洲市のまちづくり基本条例の会議を開催したところ、ご多用の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃は、野洲のまちづくりに多大なご支援とご協力をいただき、心から御礼申し上げます。

さて、まちづくり基本条例は、まちの一番根幹になる制度であり、合併後に制定されました。制定された経緯はご承知いただいていると思いますが、北海道のニセコ町が有名ですが、基本条例を制定してまちづくりを行うという手法が流行したこともあり、野洲市も時流に乗って、本条例が提案、審議され、制定の運びとなりました。

しかし、本来は条例を制定し、その下に計画を作成し、その計画を見直すという手法が一般的であるのに対し、まちづくり条例は「4年毎に見直す」という規定が盛り込まれています。なぜそのような規定があるかという、まちづくり基本条例には住民投票をするという規定はありますが、具体的な内容は住民投票条例の方で議論されていました。しかし、私が市長に就任する前から、住民投票条例の内容の具体化で議論が難航しており、制定されていませんでした。以上の背景から、「4年毎に見直す」という規定が盛り込まれたようです。なお、私が市長に就任した後、課題設定を行い、住民投票条例が制定されました。

前回、そして昨年度の見直しのタイミングでは、見直す必要はないという意見でしたが、この度、根本制定を定期的に見直すというおかしな規定を見直す必要があります。また、人権や子育ての条例等、法律の下位に位置づけられるもの以外は、まちづくり基本条例に位置づける必要性があり、現在見直し中の総合計画もその一つです。総合計画はまちの一番上位の計画であり、以前は地方自

治法第2条で位置づけられていました。しかし、地方分権の流れで項目が削除され、位置づけがなくなりました。

以上のことから、今回は構想的に大胆な見直しを行い、条例ではなく計画を定期的に見直すような体制とし、また、他の条例との整合性も含め、体系的に分かりやすい条例となるようにご審議いただくという主旨があります。あらかじめ庁内で議論した（案）を基に効率的にご意見を賜り、ご審議いただければと思います。

より良い条例となるよう、皆さんの熱心なご審議をお願いし、開会のあいさつとさせていただきます。

#### ◆ 委嘱状交付

**事務局：**本来お一人ずつに委嘱状を交付させていただくのが本意ではございますが、時間の都合上、各お席に配布させていただいておりますことに代えさせていただきます。ご了承願います。

#### ◆ 自己紹介

**事務局：**配布資料の野洲市まちづくり基本条例推進委員会規則に基づき、公募に対し、応募された方、市民活動団体の代表の方、自治会の代表の方、事業者の代表の方からそれぞれ委員のみなさんを選任させていただいたところであり、任期については、今年度末までと定めています。

それでは会議の内容に入ります前に、名簿の順に自己紹介いただきたいと思います。（名簿順に、所属と氏名を各委員から自己紹介、その後事務局職員の自己紹介を行う。）

### 1 （2）委員長・副委員長の選出

**事務局：**それでは委員長・副委員長の選出を行います。委員会規則第4条に基づき、委員長は委員の互選によって定めるものとしております。この件についていかがでしょうか。ご意見を願います。

**委員：**事務局の考えは？

**事務局：**事務局案として、本委員会の経験をお持ちの松沢委員はいかがでしょう。松沢委員、いかがですか。

**委員：**異議なし

**事務局：**松沢委員よろしいでしょうか。それでは、松沢委員長、お席の移動と一言お願いします。

**委員長：**ただいま委員長にご推挙いただきました松沢でございます。重責を預かることになり微力ではございますが、よろしく願いいたします。

**事務局：**次に、委員会規則第4条に基づき、副委員長は委員の互選によって定めるものとしております。この件についていかがでしょうか。ご意見を願います。

**委員：**事務局の考えは？

**事務局：**福祉等の分野で幅広くご活躍の黒木委員はいかがですか。副委員長に黒木委員ということではよろしいでしょうか。

**委員：**異議なし

**事務局：**黒木委員よろしいでしょうか。それでは、黒木副委員長、お席の移動と一言お願いします。

**副委員長：**副委員長をご推挙いただきました、黒木でございます。松沢委員長と共に頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**事務局：**それでは、これから審議に入っていただくわけですが、今から市長から委員長に対しまして、諮問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 2 諮問

**市長：**それでは諮問を行います。(諮問書を読み上げる)

**委員長：**それでは、市長から諮問をいただきましたので、黒木副委員長と共に本委員会を円滑に進め、審議したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局：**これからの進行は委員長に交代させていただきます。なお、市長は公務がありますのでここで退席させていただきます。

**市長：**良い審議と良い成果を期待して失礼します。

(市長退席)

**委員長：**審議に入らせていただく前に、この会議については原則公開とさせていただきます。また、傍聴者の発言については、質問書を提出していただき、後日ホームページで回答をさせていただきますと思います。さらに、会議録の公開については、ご発言いただいた委員のお名前を掲載しないものとしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**委員：**異議なし

**委員長：**なお、会議の時間については、概ね2時間程度を目途にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 3 諮問内容の説明

**委員長：**それでは改めて今回の諮問内容について、事務局から説明願います。

**事務局：**(配布資料に基づいて説明)

## 4 議事

**委員長：**ありがとうございました。それでは、今、説明をいただいた内容について、お手元にある資料を含め、ご意見等があればお願いします。

**委員：**今までは4年に一度の見直しという規定があり、庁内でも議論されてきたと思うが、見直しの規定がなくなれば、見直しのタイミングや方法はどのようになるのか。

**事務局：**庁内で見直すべきだという意見や、第1条の目的が達成できないという意見が出れば、意見を出した課と協議の上、必要があれば所管課である協働推進課がとりまとめ、条例改正(案)として議会に提出します。

**委員：**4年に一度に限らず必要あれば随時見直すということですね。

**事務局：**そうです。

**委員：**言っていることはわかるが、今までは4年に一度見直し機会があったが、この規定が無くなれば流されてしまうのではないかと、という懸念がある。

**事務局：**例えば今回の諮問内容にもあるように、昨今の大規模災害を鑑み、危機管理課が(安全安

心のまちづくり) という新しい概念を挙げています。以前はこうした概念は大きくなかったのではないかと思います。このように社会情勢の変化によっては、当然、見直していくこととなります。

**委員：**見直しの規定は完全に削除ですか。

**事務局：**そうです。

**委員：**条例は議会で承認されるのか。

**事務局：**そうです。

**委員：**議員提案もあり得ますか。

**事務局：**議員提案で条例改正も可能です。

**委員：**市長、市民、議員のそれぞれが提案できると思うが、一番提案しやすいのは議員だと思う。議員がしっかり責任をもってくれれば、問題はないかもしれない。

**委員：**4年に一度見直すという縛りがあるから、否が応でも見直すことになるが、条例を変えたいときに誰が発議するのか、誰が変えるべきと判断するのか、はっきりわからなくなると、条例は絵に描いた餅になる、お飾りの条例になる恐れがある。

**事務局：**所管課は協働推進課です。当然、市行政全般にまたがることなので、原課の提案に対し、見直す話は当然出てくると思う。各課が条例の見直すべき項目を判断し、協働推進課まで提案するという流れになります。

**委員：**条例の見直しの規定を全削除した場合、見直しは出来ないということにならないか。

**事務局：**必要あれば見直しすることは可能です。そもそも、野洲市の条例の中でも、「4年に1度見直す」という規定は、まちづくり基本条例しかありません。一般的に、条例は見直すという規定はなく、必要に応じて改正します。なので、改正できない、ということはありません。

**委員：**誰かが条例の見直しの必要性を感じた時に、どうやって手続きするのか道筋がないと、見直しができないのではないか。

**委員：**4年に一度も見直さなくてもよいが、定期的に見直しをすることは重要だと思い、制定当時にこの規定を入れたのではないか。事務局の言ったとおり、4年に一度は必要ないが、どう見直すかについては入れておかないと、一気に変えすぎであるという感じがある。

**委員：**条例の見直しを定めたものはありますか。

**事務局：**すべての条例は、まちづくり基本条例にかかわらず、必要に応じ、改正できます。

**委員：**そういった決まりがあれば、皆さん納得できる。条例の改正の条例のようなものを策定してはどうか？

**委員：**繰り返しになるが、この条例だけ「4年に一度見直す」という規定があるのは、何か背景があるのではないか。

**委員：**いくら良い条例でも、実際に活動してみて条例がうまくそぐわない、または追加すべき状況になったら、義務的に見直す機会があればよいのではないか。

**委員：**4年に1度に決めた背景は。

**事務局：**調べたところ、4年に1度に根拠は特になく定期的な見直しという部分で入ったと思われます。市長が挨拶で申し上げたように、当時の流行でまちづくり基本条例の制定があり、見直しの規定もその中に入ったと思う。今回は、市長も申し上げたとおり、まちづくり基本条例は基本的な内容に特化して、具体的なものは、環境や人権等の各項目で条例改正するようにしたいと考えてい

ます。かつ、総合計画が自治法の改正により位置づけが削除されていますので、入れるものは入れていこうと思ひ、4年に1度見直しの規定は、事務局案では削除としています。

**委員：**4年に1度の規定に関する背景はないということですか。

**事務局：**条例の制定時には市民の方々のご意見も伺っており、その時には社会情勢に応じて柔軟な対応が必要だろうということで、見直しの規定が設けられているということです。

**委員：**では、4年に1度の見直しの規定を完全に削除するのではなく、「4年」という期間のみ削除して、適宜見直しができるという文言にするのはどうですか。

**事務局：**すべての条例は適宜、見直されます。この条例だけ見直しができないということはありません。

**委員長：**当時は他の条例がない時代だった。合併後に、この条例を最高規範にしようという機運があり、議論がなされたが、他に見直すべきことが出てくるであろうという考えで、4年に1度という規定を設けたのではないか。条例は出来るだけシンプルにしないと、下位に色々な計画がたくさんあるので、複雑にすると解釈がややこしくなる。この条例ができた後、様々な条例がつけられた。

**委員：**この条例はいつできましたか。

**事務局：**平成19年10月1日に施行されました。合併は平成16年10月ですので、ちょうど3年後に施行されました。

**委員長：**合併後に議論が進んだ。他にご意見はありませんか。

**委員：**今までの話から、4年に1度の見直しの根拠はなく、削除したいということはわかった。しかし、さらに見直し自体を削除するということは、今後見直しできるかどうか不安が残るところである。ところが、他の条例も見直しの規定はなく、必要に応じて見直しできるということなので、案のとおりでもよいのかとも思う。

**委員長：**条文に見直しの規定が無くても、付帯決議で「適宜見直すことができる」等書き込むこともできる。事務局で今一度検討してほしい。

**事務局：**承知しました。

**委員：**4年毎ということなので、今年がそうなのか。

**事務局：**4年毎の見直しは去年でした。条文に見直し規定を入れるのであれば、「常時検証し」という文言も考えられます。

**委員長：**条例のどこかに何か見直しができるような文言を入れていただいて。しかし、絶対変えられない条例はない。

**委員：**この条例を除く、すべての条例に見直しの規定は入っていないということなので、新たに条例の見直し条例を作るのはどうか。

**事務局：**条例は法律的に議会の議決さえあればかえられるので。野洲市でも政策や法に合わせて、年間多くの条例が改正されています。なので、条文がなければ変えられないということではない。心配はわかりますが、条文があってもなくても、必要あれば変えられます。

**委員：**そういう情報が知りたかった。条例はよほどのことがない限り変えられないと思っていたから。それならば諮問案でもいいと思う。

**事務局：**例えば軽微なものであれば、国の法律の文言が変わるだけで、条例も変えることがあります。一方で、この条例のように、根本的に変えることもあります。色々なパターンがあります。

**委員**：当然、各課からの提案や、議員さんの提案で変わるケースもあるということですね。

**事務局**：議員からの提案による改正は、多くないですね。例えば各課から、新しい政策をする場合や、施設を一つ作る場合には、施設の設置条例が要りますし、使用料についても使用料条例の改正が必要でしょう。交付金を考える場合も、既設の制度の中ですのであれば改正を、新設するのであれば新たに要綱等をつくる必要があります。一方で、廃止もあります。

**事務局**：見直しにつきましては、今回のように、条例の推進委員会に諮問して、ご意見をいただいて改正する、という項目は案の段階では削除していません。

**委員**：この条例だけ見直しの規定があるのも変ですね。

**委員**：だから削除という案があるのだろう。

**委員長**：合併後に初めてできた条例で、合併から2年ほどかかり、それは大変だった。皆さん、この案をご理解いただけましたら、事務局に一任したいと思います。

**委員**：別紙3頁の、ウ、「第3章 みんなの役割」における条例追加（協働推進課）について質問があります。「市民が参加しやすい開かれた組織」について自治会が新たに組織を立ち上げるのは難しいと思う。母体の自治会運営ですら困難なのに。

**事務局**：ご存じのように、自治会は任意団体で、野洲市の場合は住民の98%が自治会に加入しています。数%は加入されていませんが、法律的には何ら問題ありません。しかし、行政の立場からは、等しく行政サービス行うにあたり、できるだけ自治会に参加していただきたいと思っています。そこで、今回提案したのですが、自治会が新たに組織を立ち上げるという意味ではありません。自治会が開かれた組織となるように努めてほしい、という意味です。誤解を生じさせる表現で申し訳ありません。

**委員**：市民が参加しやすい自治会組織ということですね。

**事務局**：そうです。表現を変えさせていただきます。

**委員**：「組織」という表現だと、今の組織ではダメなのかと思われる。

**事務局**：そういった意味ではありませんが、野洲市に限らず、全国的に自治会離れということが言われており、相談も受けております。相談の中で、「市も自治会加入に積極的になってほしい」というご意見もいただいております。そこで、最高規範とされているこの条例の中で盛り込むことも方法かと思っています。

**委員長**：昔は自治会に入るのが当たり前だったが、今は一人辞めたら続々と辞める人が出てくる。

**委員**：そうであれば、自治会加入は任意ではなく、もう少し強制力を持たせることはできないか。

**事務局**：判例があり、強制は出来ないということになっています。

**委員**：組織を改善したら自治会に入るかといえばそうではない。やっぱり人間関係とか他の要因もあるだろう。組織ではなく、より柔らかな表現にしてほしい。

**事務局**：「組織をつくり」ではなく「運営を行い」という表現に改めましょうか。

**委員長**：自治会運営は過渡期だ。自治会長のなり手もなく、少子化で年代がひらいたので、順番に役を担うことが難しくなった。働く年数も伸びた。少しでも働かなければ食えない時代。

**委員**：別紙3頁の、エ、「第7章 みんなで支え合う市民活動」における条例追加及び章名改正（協働推進課）について質問があります。市民活動の範囲とは。先ほどの説明では、市民活動と自治会活動は両輪と言われましたが。

**事務局：**市民活動の定義は色々ありますが、ここでは、社会貢献をされている市民活動を前提にしています。また、当然自治会活動も社会貢献の一つです。本条例の第2条の第3号に定義がございまして、「市民活動 市民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動をいいます。ただし、主として営利を目的とする活動、宗教に関する活動、政治に関する活動及び選挙に関する活動を除きます。」とございます。

**委員：**そういった活動を支援するということですね。

**事務局：**実際に市民活動を支援する補助金もございますし、活動の相談窓口も市民サービスセンターに設けています。今回は、市民活動の支援はすでにしており、さらに自治会活動も促進するといった内容です。

**委員：**私も別紙3頁の、エ、「第7章 みんなで支え合う市民活動」における条例追加及び章名改正（協働推進課）について質問があります。第25条には「市は、市民活動を促進するため、必要な措置を講じます。」とあるが、市民活動は必要な措置を講じて、自治会活動は促進する、とはどういうことですか。言葉を分ける意味はありますか。文言を合わせる必要があるのではないですか。

**事務局：**そうですね。では、案は、「市は、市民の主体的な自治会活動への参加を促進するため、必要な措置を講じます。」にしましょうか。または、25条の方を合わせるかもしれません。

**事務局：**当時、この条文を入れた背景には、この条文を根拠に市民活動促進補助金を設置したことがあります。今思えば、こちらの文章も見直す必要があると思います。

**委員長：**他にご意見はありませんか。

**委員：**別紙4頁の、カ、「第2章 みんなが輝くまちづくり」における条文追加（危機管理課）について質問があります。第2章7条の主語はみんな「市民は」となっています。案は「市民、市議会及び市は」となっていますが、他にも三者が主語となっている箇所はありますか。

**事務局：**第6条を見ていただくと、「市民、市議会及び市は、目的を共有し、その特性を生かして、相互に補完し合いながらよりよいまちを創造します。」とあります。そう考えますと、この案は、第6条の前にもっていきましょうか。文書法規的には、新たに追加する条文は一番後ろにもっていく傾向があるので、案は第7条の後ろにしましたが。また、三者の協力なくして安全安心はないという思いもあります。

**委員：**第5条も「市民、市議会及び市は、」となってもおかしくはないと思いますが、第5条こそ三位一体で進めていかなくてはいけないと思います。

**事務局：**検討させていただきます。ご提案として、第5条も「市民、市議会及び市は、」としてはどうか、とうことですね。担当課と協議の上、次回、ご回答させていただきます。

**副委員長：**委員長、よろしいですか。条文全体を見ますと、「別の条例で定める」という箇所が多い印象です。上位法ですから、仕方がないかもしれないですが、一般的には理解しがたいと思うので、付則で条例名を入れることができませんか。

**事務局：**本条例には説明のパンフレットがございます。いわゆる逐条解説みたいなものです。今回、改正となれば、同様に次年度において新たなパンフレットを作成したいと思います。そこで、例えば、パンフレットにその条例名を入れるのはどうでしょうか。どちらかと言えば、条例文として入れるのではなくて、説明文として入れるのが良いかと思います。

**委員長：**それでは、本日皆さんからいただいた意見を事務局の方でまとめ、答申案を作成していた

だきたいと思います。他にご意見ありませんか。

**委員：**まちづくり条例のように、まちの憲法のようなものは条文もしっかり整理する必要があります。しかし、良い条例でも、検証して問題点を発見できるようにしておく必要があります。みんなのものになるような条例にしてほしいと思います。

**事務局：**今回、改正されましたら、パンフレットを作成したりして、より多くの方に周知していく予定です。本日の内容の確認ですが、①ウについて、第10条の次の1項の文言修正、②エについて、市民活動と自治会活動との文言等の整合性をとる、③第5条の主語について、以上3点について内部で協議させていただき、答申案を作成し、次回の委員会で皆さんにご確認いただきます。

## 5 その他

**事務局：**では、事務局から次回の日程を調整させていただきます。

次回会議 11月20日（水）午後1時30分から 市役所本庁2階庁議室

## 6 閉会

**委員長：**これをもちまして、令和元年度第1回野洲市まちづくり条例推進委員会を閉会させていただきます。長時間のご審議、ありがとうございました。